

山梨県公報

第三百二十三号

令和四年

十月十三日

木曜日

目次

○保安林の指定の解除の予定	五四五
○道路の区域変更(三件)	五四五
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	五四六
○一般競争入札について	五四六
○大規模小売店舗の新設に関する届出	五四八
○賃貸料の収納事務の委託	五四九
○山梨県告示第二百二十二号の二の公布公告	五四九
○公共測量の実施(二件)	五四九
○開発行為に関する工事の完了について(二件)	五四九
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五五〇

告示

山梨県告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市芦安菅倉字御勅使川入一六八六(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 解除の理由 道路用地とするため
- 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市芦安菅倉字下セヒロ一六一二の三、一六一二の四、一六一三の三、一六一三の四

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市石和町広瀬字早稲田七六六番一地从り	旧	三一・二	一五・八
笛吹市石和町広瀬字早稲田七六八番地先まで	新	三一・二	一五・八

山梨県告示第二百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市石和町東高橋字梅ノ木二六七番三地先から 笛吹市石和町河内字宮窪四一四番二地先まで	旧	七・〇 七・六	三四一・六
	新	一三・七 一四・九	三四一・六

山梨県告示第二百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市落合町字田通二二五番一地先から 甲府市落合町字曾根二二〇一番六地先まで	旧	六一・八 九五・一	四二・九
	新	六一・八 一一三・四	四二・九

山梨県告示第二百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府韮崎線	甲府市千塚一丁目一五五番一地先から 甲府市千塚四丁目三六七三番四地先まで

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一般競争入札に付する事項
1 調達をする役務の名称及び数量
(一) 名称 統合宛名システム更新・運用保守業務
(二) 数量 一式
- 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 履行期間 令和五年一月一日から令和七年十二月三十一日まで
- 履行場所 知事が指定する場所
- 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

7 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有する者を配した体制を用意できることを別に知事が定めるところにより明らかにしない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期

(一) 申請書を持参で提出する場合 この公告の日の翌日から令和四年十一月九日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(二) 申請書を郵送で提出する場合 令和四年十一月八日（火）まで

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年十一月四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和四年十一月四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年十月二十八日（金）午前

十時までに六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年十一月二十九日（火）午前十時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和四年十一月二十八日（月）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三Iから7までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一七）

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Reconstruction and operation of identification number system 1 set
- 2 Date and time for tender: 10:30AM November 29, 2022
- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十月十三日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 クスリのアオキ竜王新町店
 - (二) 所在地 山梨県甲斐市竜王新町字大原二千二百二十二番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては	住所
-----------------	----

代表者の氏名	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
	石川県白山市松本町二千五百十二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年六月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百三十二平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 四十六台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 二十八平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 十二立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前九時	翌午前零時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 二箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

- 三 届出年月日 令和四年九月三十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年二月十三日まで

● 賃貸料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、次のとおり賃貸料の収納事務を委託した。
令和四年十月十三日

- 一 委託の相手方 東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目六番九号 株式会社アンビジョン アクト
- 二 委託に係る賃貸料 レンタル自転車利用料
- 三 委託の期間 令和四年七月十一日から令和五年三月三十一日まで

● 山梨県告示第二百二十二号の二の公布公告
次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百二十二号の二

山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置（令和四年山梨県告示第十六号）の一部を次のように改正する。
令和四年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

本則の表委員の任期の欄中「令和四年九月三十日」を「令和四年十月三十一日」に改める。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和四年十月十三日

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 甲府市国玉町地内
- 三 測量の期間 令和四年十月十三日から令和五年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和四年十月十三日

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 甲府市中央四丁目及び相生一丁目地内
- 三 測量の期間 令和四年十月十三日から令和五年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜千二百番一から千二百番四まで、千二十二番、千二十三番二、千三十四番一、千四十四番、千四十五番、千五十一番、千五十二番一、千五十二番二、千五十三番一、千五十三番二及び千五十三番五から千五十三番七までの区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖九百九十七番地 株式会社アミューズ 代表取締役 中西正樹

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和四年十月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜九百九十九番一の一部、九百九十七番の一部、九百九十八番一、九百九十九番一の一部及

び道の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖九百九十七番地 株式会社アミューズ 代表取締役 中西正樹

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和四年十月十三日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

四六	富士吉田市松山五丁目一〇番八号（国道一三七号と市道との十字路交差点）	松山	平成元年六月一七日 告示第一七号
----	------------------------------------	----	---------------------

四六	富士吉田市松山五丁目一〇番八号（国道一三七号と市道との十字路交差点）	富士五湖消防東	令和四年一月一三日 告示第一〇二号
----	------------------------------------	---------	----------------------

五六	都留市十日市場一、三九八番地の先（国道一三九号線と市道との十字路交差点）	佐伯橋南	平成元年二月九日 告示第三号
----	--------------------------------------	------	-------------------

五六	都留市十日市場一、三九八番地	佐伯橋西	令和四年一月一三日
----	----------------	------	-----------

一先（国道一三九号と市道との十字路交差点）

告示第一〇二号

に改める。

別表第三の四九六の項を次のように改める。

四九六	削除	笛吹	令和四年一月一三日 告示第一〇二号
-----	----	----	----------------------

別表第十の三九九の項を次のように改める。

三九九	主要地 方道甲斐早川線	南アルプス市野牛島一、八八二番地二先	南アルプス	令和四年一月一三日 告示第一〇二号
-----	----------------	--------------------	-------	----------------------

別表第十の一、九六六の項を次のように改める。

一、九六六	削除	笛吹	令和四年一月一三日 告示第一〇二号
-------	----	----	----------------------

別表第十の四、六一一の項を次のように改める。

四、六一一	主要地 方道甲斐南アルプス線	甲斐市西八幡二、二三四番地一先	甲斐	令和四年一月一三日 告示第一〇二号
-------	-------------------	-----------------	----	----------------------

別表第十の五、六九九の項の次に次のように加える。

五、七〇〇	市道	中央市乙黒一七六番地四先	南甲府	令和四年一月一三日 告示第一〇二号
五、七〇一	市道	中央市成島一、〇三二番地六先	南甲府	令和四年一月一三日 告示第一〇二号
五、七〇二	市道	甲斐市西八幡四、四二二番地五先	甲斐	令和四年一月一三日 告示第一〇二号

別表第十三の一の項を次のように改める。

一	国道二〇号	大月市箕子町黒野(田二六八番地先)	三、三七〇	車両	終日	大月下部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
		約一〇キロメートル側出入口から南方					
		町初鹿野二、大和					
		八番地先(道の駅					
		甲斐大和)まで					

別表第十四の一、七八五の項の次に次のように加える。

一、七 八六	国道三〇〇号	南巨摩郡身延町中之倉二、九二六番地先(中之倉トンネル東側)から南巨摩郡身延町中之倉一、九三番地先(中之倉橋東側交差点)までの両側	八、一五〇	車両(原付・けん引②③を除く。)	四〇	南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
-----------	--------	------------------------------------------------------------------	-------	------------------	----	----	---------------------

別表第十五の四九四の項の次に次のように加える。

四九五	主要地 方道北 杜富士 見線	北杜市高根町清里三、五五番地先(清里交差点)から北杜市高根町清里三、五四番地先(美ヶ森交差点)までの両側	二、八七〇	車両	終日	北杜	令和四年一月一日 告示第一〇二号
四九六	国道三〇〇号	南巨摩郡身延町下山二、三一、九二(上沢交差点)から南都留郡富士河口湖町本栖二、一六番地先(本栖交差点)までの両側	二、五、九二	車両	終日	南部 富士 吉田	令和四年一月一日 告示第一〇二号

別表第十六の七三〇の項を次のように改める。

七三〇	削除					南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

別表第十六の七三六の項を次のように改める。

別表第十三の七三六の項を次のように改める。

七三六	削除					南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

別表第十六の七四七の項から七四九の項までを次のように改める。

七四七	削除					南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
七四八	削除					南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
七四九	削除					南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号

別表第十六の七五二の項を次のように改める。

七五二	削除					南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

別表第十六の七五五の項を次のように改める。

七五五	削除					南部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

別表第十六の一、一五八の項を次のように改める。

一、一五八	削除					日下部	令和四年一月一日 告示第一〇二号
-------	----	--	--	--	--	-----	---------------------

別表第十六の一、九二三の項を次のように改める。

一、九二三	削除					南甲府	令和四年一月一日 告示第一〇二号
-------	----	--	--	--	--	-----	---------------------

別表第十六の五、七五五の項及び五、七五六の項を次のように改める。

五、七五五	削除		南部	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
五、七五六	削除		南部	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号

別表第十六の六、八〇八の項を次のように改める。

六、八〇八	削除		南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
-------	----	--	-----	---------------------------

別表第十六の六、八九四の項を次のように改める。

六、八九四	削除		南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
-------	----	--	-----	---------------------------

別表第十六の九、一四四の項を次のように改める。

九、一四四	削除		南部	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
-------	----	--	----	---------------------------

別表第十六の九、一四六の項を次のように改める。

九、一四六	削除		南部	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
-------	----	--	----	---------------------------

別表第十六の一〇、三三九の項を次のように改める。

一〇、三三九	削除		日下部	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
--------	----	--	-----	---------------------------

別表第十六の一、一三四の項の次に次のように加える。

一一、一三五	市道	甲府市下鍛冶屋町一、〇一四番地先(市道と県道甲府精進湖線との丁字路交差点・西進車両)	南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、一三六	市道	中央市成島五七〇番地六先(市	南甲府	令和四年一〇月

一一、一三七	市道	中央市乙黒一五八番地三先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、一三八	市道	中央市成島一、〇三二番地六先(市道と主要地方道甲府中央右左口線との丁字路交差点・西進車両)	南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、一三九	町道	中巨摩郡昭和町河西一、六三一番地一先(町道同士の十字路交差点・西進車両)	南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、一四〇	町道	中巨摩郡昭和町河西一、六三二番地七先(町道同士の十字路交差点・東進車両)	南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、一四一	市道	中央市成島六〇二番地五先(市道同士の丁字路交差点・北進車両)	南甲府	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、一四二	市道	甲州市塩山下於曾五五四番地三先(市道と主要地方道白井甲州線との丁字路交差点・東進車両)	日下部	令和四年一〇月 一三日 告示第一〇二号

別表第十七の一、四一五の項の次に次のように加える。

一一、四一六	国道三〇〇号	南巨摩郡身延町下山二一三番地九先(上沢交差点)から南都留郡富士河口湖町本栖二一六番地(本栖交差点)までの両側	南部 富士 吉田	令和四年 一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、四一七	国道四一七号	笛吹市石和町市部一、一七三番地(八田交差点)から甲州市勝沼二、二六二番地(柏尾交差点)までの両側	日下部 笛吹	令和四年 一〇月 一三日 告示第一〇二号
一一、四一七	山勝沼塩地	山勝沼塩地	終日	
一一、四一七	山勝沼塩地	山勝沼塩地	終日	

別表第二十四の三一の項の次に次のように加える。

三三二	国道一三七号	富士吉田市松山五丁目一〇番一三号先(富士五湖消防本部前)	当該道路上に標示した位置	富士吉田	令和四年一〇月一三日 告示第一〇二号
-----	--------	------------------------------	--------------	------	-----------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番